

社会福祉法人悠愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠愛会（以下、「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下、「役員等」という。）の報酬について、社会福祉法のと定めるところにより、評議員会の審議を経ることで、適正、かつ、公正に規定することを目的とする。

(報酬の支払い)

第2条 この規程に基く報酬は、現金で支払わなければならない。

- 2 いかなる報酬も、本規程に基づかずに役員等に対して支払い又は支給してはならない。
- 3 職務について生じた実費の弁償は、報酬には含まれないものとする。

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は、月額600,000円を、給与として支払う。

- 2 使用人としての給与及び賞与については、これを支給しない。

(理事の報酬)

第4条 理事の報酬については、別表1を用いて、個別に号俸を評議員会が決定する。

- 2 理事の受ける報酬は、理事個々人の職務の複雑、困難及び責任の度に基き、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、評議員会が審議のうえ、号俸を決定する。
- 3 理事の報酬は、前項により決定された号俸の額を月額給与として支払う。
- 4 使用人兼務理事については、前項に規定された理事としての月額給与のほか、使用人給与及び賞与の支給を受けることができる。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬については、別表2を用いて、個別に号俸を評議員会が決定する。

- 2 監事の受ける報酬は、監事個々人の職務の複雑、困難及び責任の度に基き、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、評議員会が審議のうえ、号俸を決定する。
- 3 理事の報酬は、前項により決定された号俸の額を月額給与として支払う。

(評議員会の審議及び議決並びに報酬変更)

第6条 役員等の報酬は、前2条の規定に基づき、評議員会で審議のうえ議決し、決定する。

- 2 評議員会は、前2条に規定された理事及び監事個々人の号俸について、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決により、いつでも変更できるものとする。

(1) 新たに理事及び監事を選任したとき

- (2) 理事及び監事個々人の職務等の変更等があったとき
- (3) 理事及び監事個々人に非違行為等があったとき
- (4) 評議員会において、法人の予算又は事業計画の議決又は補正議決を行ったとき
- (5) 評議員会において、決算の承認又は修正の議決を行ったとき
- (6) 法人の経済状況に変動があったとき
- (7) 政府の施策及び法律等に変更があったとき
- (8) 評議員会がやむを得ないと認めたとき

3 前項に規定された評議員会による号俸の変更は、議決した翌月から適用する。ただし、事務処理が間に合わないときは、従前の報酬を支給した後、翌々月の報酬を調整する。

附則

第1条 この規程は平成29年3月25日より、施行する。

第2条 この規程は平成29年4月1日以降、新たに選任された評議員会において、役員等の報酬につき、再議決がなされるまでは、それ以前の評議員会が決定した報酬等に関する議決を、新評議員会が議決したものと同様にみなす。

第3条 平成29年4月1日以降、新たに選任された評議員会は、遅滞なく、この規程に基づき、役員等の報酬につき、審議のうえ、議決しなければならない。

別表 1

号 俸	月 額
1号俸	50,000円
2号俸	100,000円
3号俸	150,000円
4号俸	200,000円
5号俸	250,000円
6号俸	300,000円
7号俸	350,000円
8号俸	400,000円
9号俸	450,000円
10号俸	500,000円

別表 2

号 俸	月 額
1号俸	10,000円
2号俸	20,000円
3号俸	30,000円
4号俸	40,000円
5号俸	50,000円
6号俸	60,000円
7号俸	70,000円
8号俸	80,000円
9号俸	90,000円
10号俸	100,000円